

国立大学法人弘前大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学が定める役員に支給する期末特別手当(賞与)において、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業務評価の結果を勘案し、当該役員の職務の実績等に応じて、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額することができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

・法人の長
・理事
・理事
(非常勤)
・監事
・監事
(非常勤)

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずる事とした。
 ・実施期間:平成24年6月～平成26年3月
 ・俸給表関係の措置の内容:俸給月額(平成24年6月～平成25年3月まで、▲11.14%の減額、平成25年4月～平成26年3月まで、▲9.77%の減額)
 ・諸手当関係の措置の内容:期末特別手当(▲9.77%の減額)
 ・国と異なる措置の概要:国は平成24年4月から給与見直しをしているが、本学では平成24年6月からとしているため、平成24年度の削減率は、平成24年4月～平成26年3月の期間に▲9.77%削減した場合の金額と同様になるように設定している。

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長A	15,650	11,489	4,071	89(寒冷地手当)			
理事A	10,709	7,841	2,778	89(寒冷地手当)			
理事B	10,727	7,841	2,778	18(通勤手当) 89(寒冷地手当)			※
理事C	10,709	7,841	2,778	89(寒冷地手当)			
理事D	10,695	7,841	2,778	24(通勤手当) 51(寒冷地手当)			
理事E	9,632	7,046	2,497	89(寒冷地手当)			
監事A	8,742	6,371	2,257	24(通勤手当) 89(寒冷地手当)			
監事B (非常勤)	1,028	1,028	0	0			

注1:「前職」欄の「※」は、独立行政法人等の退職者であることを示す。

注2:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況) 該当者なし

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、教育研究の質を確保しつつ人件費削減を行う。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与を参考とし、本学の実情を踏まえたうえで適正となるよう給与水準を決定。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

教員業績評価及び人事評価の結果を考慮し、昇給及び勤勉手当(賞与)の成績率(支給率)の決定に反映させる。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当(査定分)	6月期及び12月期にそれぞれ在職する職員に対し、教員業績評価及び人事評価の結果を考慮し、勤勉手当の成績率を決定する。
昇給	1月から12月までの期間を良好な成績で勤務した職員について、教員業績評価及び人事評価の結果を考慮し、上位の号俸に昇給させることができる。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

- 給与水準を社会一般の情勢に適合させるため、国に準じ、俸給月額を平均▲0.23%引き下げた。(実施期間:平成24年5月～)
- 若年層(36歳に満たない職員)の号俸について、抑制されてきた昇給号俸を回復させた。(実施期間:平成24年5月～)
- 特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずる事とした。
 - 実施期間:平成24年7月～平成26年3月
 - 俸給表関係の措置の内容:常勤職員(教育職俸給表(二)及び教育職俸給表(三)の摘要を受ける職員を除く)の俸給月額(俸給表、職務の級及び号俸に応じて、▲9.77%～▲4.77%の減額)、契約職員(期末手当及び勤勉手当の支給対象となる者に限る)の日給等(常勤職員に準じ、▲9.77%～▲4.77%の減額)
 - 諸手当関係の措置の内容:俸給の特別調整額及び職務付加手当(▲10%の減額)、地域手当及び広域異動手当(俸給月額に対する月額部分は▲9.77%～▲4.77%、俸給の特別調整額に対する月額部分は▲10%の減額)、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当(▲9.77%の減額)
 - 国と異なる措置の概要:国は平成24年4月から給与見直しをしているが、本学では平成24年7月からとしている。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	1,532	42.9	6,024	4,551	28	1,473
事務・技術	292	39.1	4,787	3,634	33	1,153
教育職種 (大学教員)	649	47.9	7,702	5,793	21	1,909
医療職種 (病院医師)	該当者なし	—	—	—	—	—
医療職種 (病院看護師)	432	37.8	4,476	3,405	31	1,071
技能・労務職種	8	54.3	4,890	3,696	29	1,194
教育職種 (附属義務教育学校教員)	53	43.1	6,412	4,867	48	1,545
教育職種 (附属高校教員)	19	45.4	6,695	5,068	30	1,627
医療職種 (病院医療技術職員)	78	41.4	4,888	3,702	34	1,186
指定職種	1	—	—	—	—	—

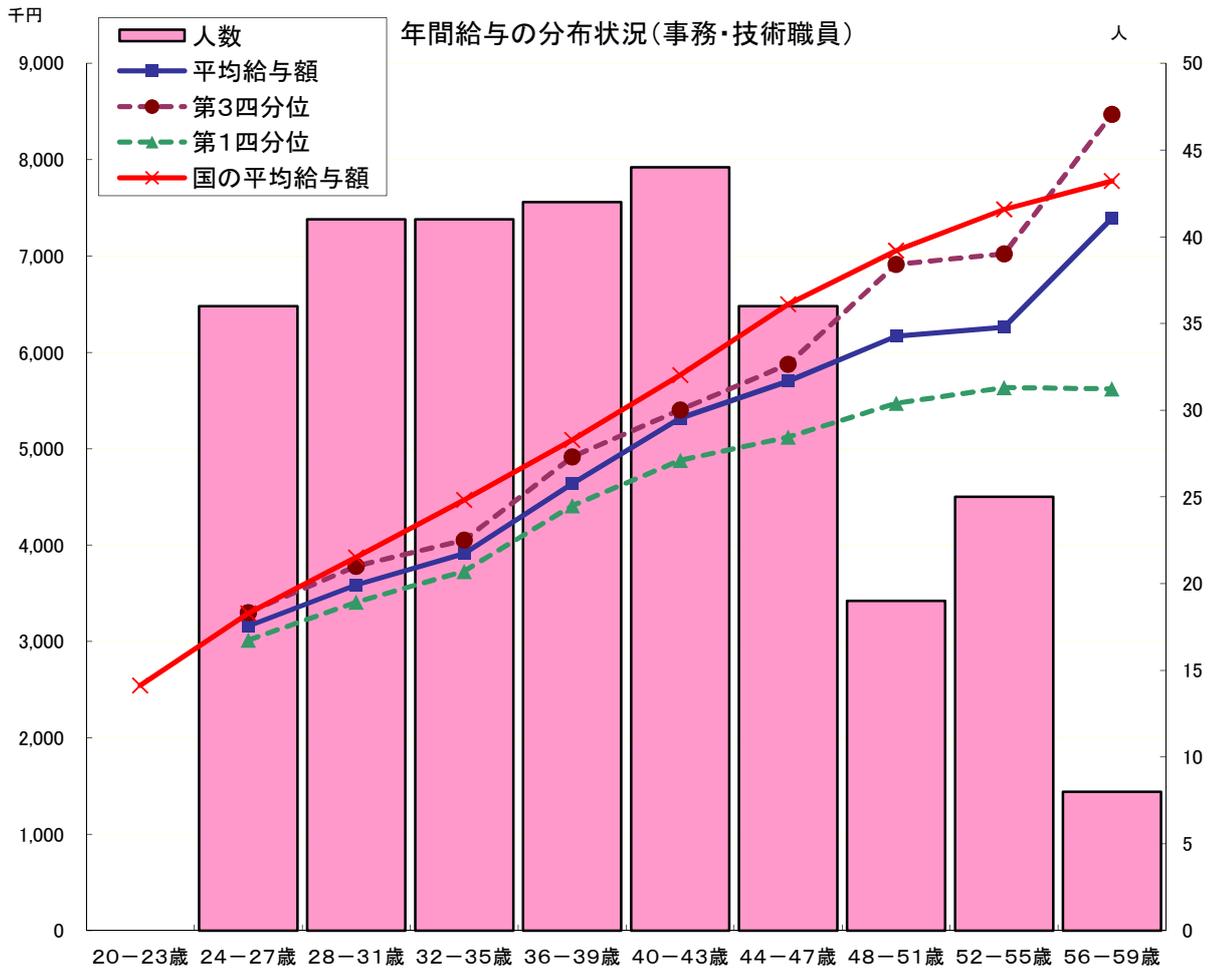
非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	90	38.5	3,989	3,583	21	406
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	14	48.2	3,233	2,447	43	786
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし	—	—	—	—	—
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	48	31.7	4,266	4,266	2	0
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし	—	—	—	—	—
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	13	54.0	3,656	2,754	29	902
医療職種 (病院医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	6	35.7	3,405	2,585	68	820
特任教員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	3	45.8	5,982	4,546	16	1,436
研究機関研究員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2	—	—	—	—	—
学長特別補佐	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1	—	—	—	—	—
奨励研究員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1	—	—	—	—	—
臨時教諭	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2	—	—	—	—	—

注：常勤職員の指定職種、非常勤職員の研究機関研究員、学長特別補佐、奨励研究員及び臨時教諭は、該当者が1～2人のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注：「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。
「技能・労務職種」とは、自動車運転手、看護助手等の業務を行う職種を示す。
「教育職種（附属高校教員）」には、附属特別支援学校教員を含む。
「教育職種（附属義務教育学校教員）」には、附属幼稚園教員を含む。

注：在外職員、再任用職員及び任期付職員の区分は、該当者がいないため表の記載を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))
 [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



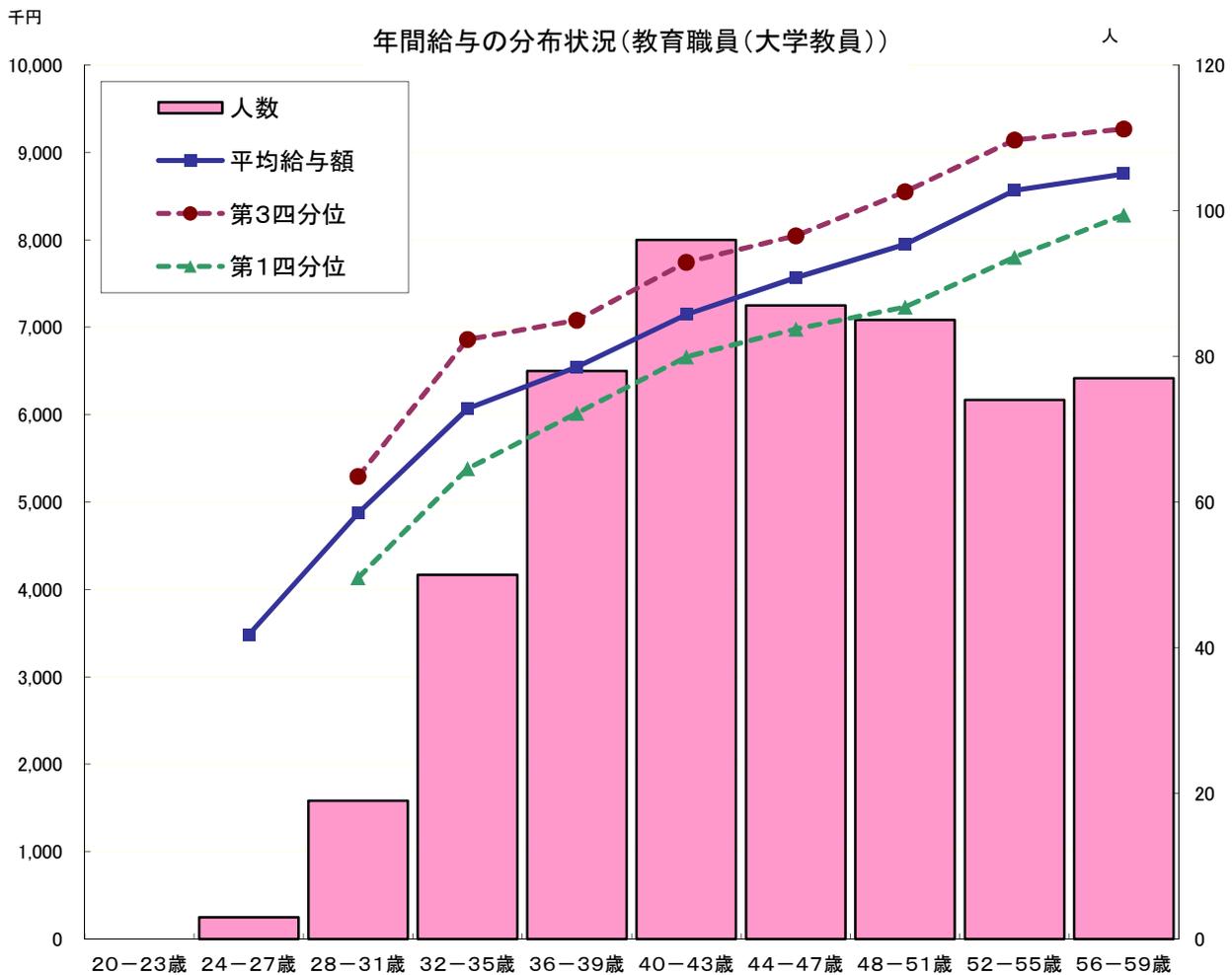
注：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
・部長	3	57.2	-	9,429	-
・課長	25	49.9	6,910	7,198	7,363
・課長補佐	21	49.9	5,844	6,062	6,256
・係長	92	43.6	4,934	5,191	5,404
・主任	31	38.5	3,934	4,436	4,908
・係員	120	31.1	3,231	3,645	3,967

注：部長の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

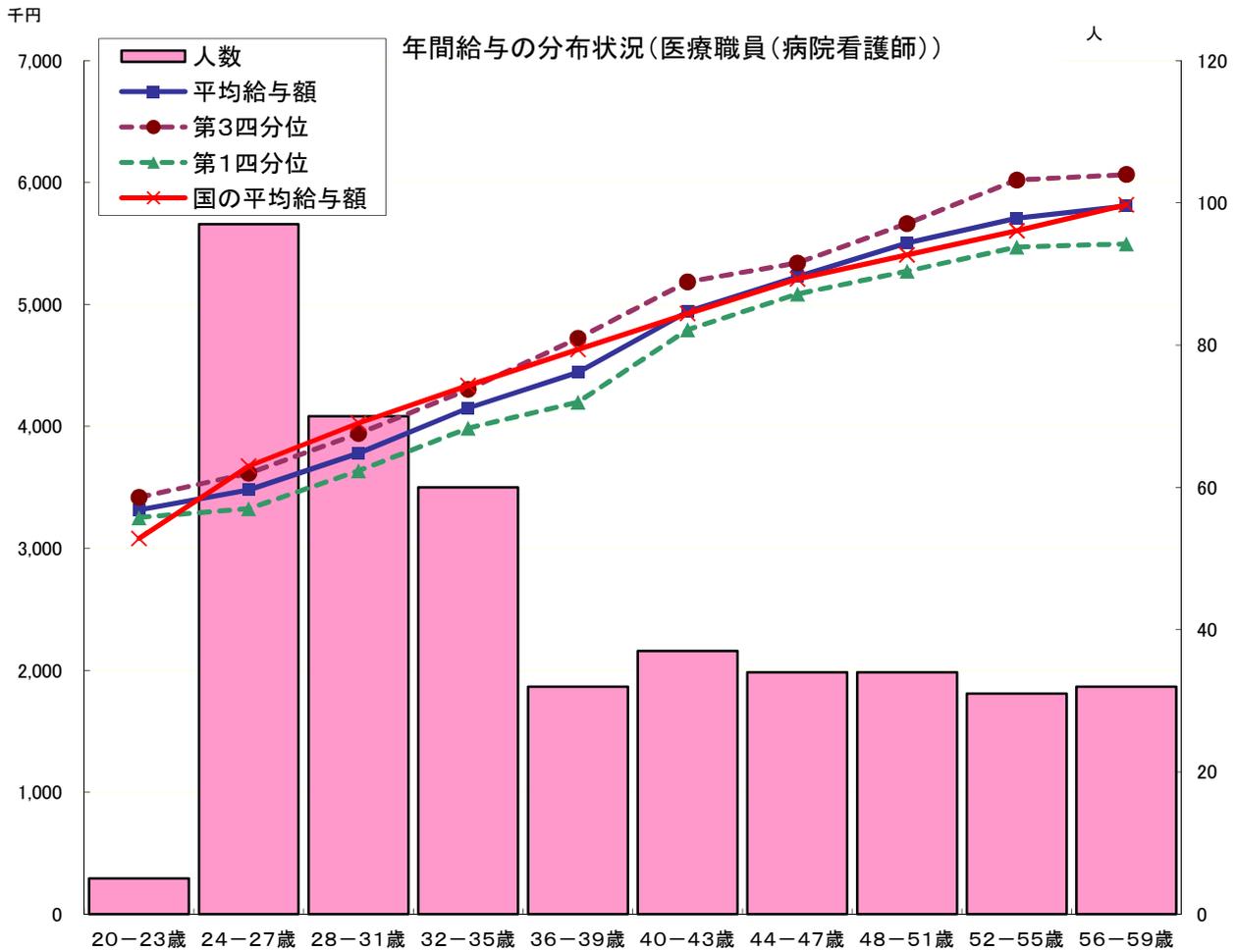
注：課長には同相当職である「調整役」、「室長」及び「事務長」を、課長補佐には同相当職である「事務室長」、「室長補佐」及び「事務長補佐」を、係長には同相当職である「技術専門職員」を含む。



注：年齢24～27歳の該当者は3人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
・教授	222	56.2	8,470	9,057	9,552
・准教授	180	47.5	7,003	7,512	8,030
・講師	88	44.9	6,595	7,199	8,026
・助教	137	39.0	5,607	6,363	7,096
・助手	22	34.7	4,026	5,312	6,519



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
・看護部長	1	-	-	-	-
・副看護部長	2	-	-	-	-
・看護師長	24	53.3	5,754	5,994	6,227
・副看護師長	56	47.1	4,887	5,305	5,733
・看護師	349	35.2	3,573	4,188	4,819

注：看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

注：副看護部長の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		一般職員	主任 一般職員	係長 主任	課長補佐 係長	課長 課長補佐	課長	部長
人員 (割合)	292 人	38 人 (13.0%)	101 人 (34.6%)	102 人 (34.9%)	23 人 (7.9%)	19 人 (6.5%)	6 人 (2.1%)	2 人 (0.7%)
年齢(最高 ～最低)		30～24 歳	46～26 歳	59～35 歳	59～42 歳	59～41 歳	53～43 歳	～ 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		2,829～ 2,108 千円	3,954～ 2,380 千円	4,658～ 3,025 千円	5,108～ 3,969 千円	5,678～ 4,363 千円	7,515～ 5,512 千円	～ 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		3,631～ 2,763 千円	5,000～ 3,139 千円	6,090～ 4,001 千円	6,714～ 5,376 千円	7,591～ 6,082 千円	9,674～ 7,312 千円	～ 千円

区分		8級	9級	10級
標準的な職位		部長	別に定める	別に定める
人員 (割合)		1 人 (0.3%)	該当者なし (0.0%)	該当者なし (0.0%)
年齢(最高 ～最低)		～ 歳	～ 歳	～ 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～ 千円	～ 千円	～ 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		～ 千円	～ 千円	～ 千円

注：7級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

注：8級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

注：「標準的な職位」欄中「別に定める」としている職位については、平成25年4月1日現在、特に定めていない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		助手	助教	講師	准教授	教授	別に定める
人員 (割合)	649人	21人 (3.2%)	138人 (21.3%)	88人 (13.6%)	180人 (27.7%)	222人 (34.2%)	該当者なし (0.0%)
年齢(最高～最低)		45～26歳	61～29歳	64～32歳	64～33歳	64～42歳	～歳
所定内給与年額(最高～最低)		6,204～2,609千円	6,931～2,974千円	7,194～3,773千円	7,557～3,995千円	8,688～4,923千円	～千円
年間給与額(最高～最低)		7,279～3,422千円	8,265～3,924千円	9,249～5,036千円	9,866～5,274千円	11,728～6,629千円	～千円

注：「標準的な職位」欄中「別に定める」としている職位については、平成25年4月1日現在、特に定めていない。

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	看護師長	副看護部長 看護師長	看護部長 副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	432人	該当者なし (0.0%)	349人 (80.8%)	63人 (14.6%)	18人 (4.2%)	2人 (0.5%)	該当者なし (0.0%)	該当者なし (0.0%)
年齢(最高～最低)		～歳	59～22歳	59～32歳	59～47歳	～歳	～歳	～歳
所定内給与年額(最高～最低)		～千円	4,732～2,361千円	4,571～3,034千円	4,718～4,185千円	～千円	～千円	～千円
年間給与額(最高～最低)		～千円	6,158～3,094千円	6,066～4,032千円	6,458～5,754千円	～千円	～千円	～千円

注：5級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	62.4%	66.0%	64.1%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	37.6%	34.0%	35.9%
	最高～最低	48.9～32.9%	41.8～30.5%	45.3～32.0%
一般職員	一律支給分(期末相当)	63.8%	66.4%	65.1%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.2%	33.6%	34.9%
	最高～最低	42.4～32.1%	39.6～29.4%	41.0～30.9%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 60.3	% 62.9	% 61.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 39.7	% 37.1	% 38.5
	最高～最低	% 52.5～33.6	% 49.0～31.1	% 50.8～32.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.3	% 66.9	% 65.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.7	% 33.1	% 34.4
	最高～最低	% 42.4～32.3	% 39.6～28.3	% 41.0～31.0

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% -	% -	% -
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% -	% -	% -
	最高～最低	% ～	% ～	% ～
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.3	% 66.8	% 65.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.7	% 33.2	% 34.5
	最高～最低	% 42.4～32.0	% 39.6～29.5	% 41.0～30.8

注：医療職員(病院看護師)における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一)) 89.8

対他の国立大学法人等 97.4

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等 95.4

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三)) 97.7

対他の国立大学法人等 91.3

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 89.8	
	参考	地域勘案 98.6 学歴勘案 90.5 地域・学歴勘案 98.7
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 36.3% (国からの財政支出額 13,931百万円、支出予算の総額 38,341百万円：平成24年度予算)	
	【検証結果】 国からの財政支出額の規模は大きい、財政支出の割合は50%未滿となっており、また、対国家公務員指数も100未滿であることから適切な給与水準であると思われる。	
講ずる措置	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成23年度決算)	
	今後も国家公務員の給与水準等を考慮し、適切な給与水準の維持に努める。	

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 97.7	
	参考	地域勘案 100.1 学歴勘案 97.4 地域・学歴勘案 99.3
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 36.3% (国からの財政支出額 13,931百万円、支出予算の総額 38,341百万円：平成24年度予算)	
	【検証結果】 国からの財政支出額の規模は大きい、財政支出の割合は50%未滿となっており、また、対国家公務員指数も100未滿であることから適切な給与水準であると思われる。	
講ずる措置	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成23年度決算)	
	今後も国家公務員の給与水準等を考慮し、適切な給与水準の維持に努める。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 97.0

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。〕

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 9,972,668	千円 10,543,501	千円 (%) △ 570,833 (△5.4)	千円 (%) △ 577,757 (△5.5)
退職手当支給額 (B)	千円 1,354,206	千円 985,169	千円 (%) 369,037 (37.5)	千円 (%) 483,948 (55.6)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 1,591,136	千円 1,576,173	千円 (%) 14,963 (0.9)	千円 (%) 81,911 (5.4)
福利厚生費 (D)	千円 1,502,363	千円 1,567,860	千円 (%) △ 65,497 (△4.2)	千円 (%) 21,559 (1.5)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 14,420,375	千円 14,672,703	千円 (%) △ 252,328 (△1.7)	千円 (%) 9,661 (0.1)

注：「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「15 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注：千円未満切り捨てのため、各区分と最広義人件費の額は必ずしも一致しない。

総人件費について参考となる事項

- ・「給与、報酬等支給総額」については、対前年度比5.4%の減少となる。特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関して講じた給与減額支給措置に関する削減額は役員において7,917千円、事務・技術職員において86,692千円、教育職員において330,348千円、医療職員においては128,665千円であり減少額の要因と考えられる。
- ・「退職手当支給額」については、対前年度比37.5%の増大となるが、退職者数が前年比で7名増員したことによるものと考えられる。なお、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」（平成24年8月7日閣議決定）に基づき講じた措置による削減額は事務・技術職員において6,899千円、教育職員において40,240千円、医療職員においては17,102千円である。
- ・「最広義人件費」については、対前年度比1.7%の減少となるが、これは「給与、報酬等支給総額」の減少および「退職手当支給額」の増額によるものと考えられる。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」（平成24年8月7日閣議決定）に基づき、役職員の手当について、引き下げを実施した。

・役員に関する講じた措置の概要：俸給月額×12.5/100×月数×業績率に、退職時期に応じて下記の調整率を乗じた額を退職手当額とした。

- ①平成25年2月1日～平成25年9月30日・・・98/100
- ②平成25年10月1日～平成26年6月30日・・・92/100
- ③平成26年7月1日～・・・87/100

・職員に関する講じた措置の概要：平成25年2月1日より退職手当の調整率の段階的引き下げを実施。

- ①平成25年2月1日～平成25年9月30日・・・98/100
- ②平成25年10月1日～平成26年6月30日・・・92/100
- ③平成26年7月1日～・・・87/100